

# 目黒区止水板設置工事助成要綱

制定 令和6年3月29日区長決定要綱 第20393号  
改正 令和7年12月 日付け目都公第 号

## (目的)

第1条 この要綱は、水害のおそれのある地域において、浸水による被害の軽減を図るために、住宅、店舗、事務所等に止水板設置工事及び関連工事を行う者に対する助成金の交付について必要な事項を定めるものとする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において「止水板」とは、建築物への浸水を防ぐことを目的に建築物の出入口等に設置する設備であって、浸水に耐える材質で、かつ、取り外し又は移動が可能なものの（原則として金属板）をいう。

2 この要綱において「関連工事」とは、止水効果を高めるために行う工事であって、次に掲げるものをいう。

- (1) 内外壁の止水工事
- (2) 土間コンクリート打設工事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める工事

## (助成対象者)

第3条 区長は、目黒区の区域内（以下「区内」という。）で止水板の設置工事及び関連工事（以下「止水板設置等工事」という。）を行う住宅、店舗、事務所等の所有者又は使用者に対し、予算限度額の範囲内で助成金を交付する。ただし、当該所有者又は使用者が住民税、法人税等を滞納している場合は、この限りでない。

2 同一の申請者による申請又は同一の建築物に係る申請は、年度内に一度限りとする。

## (助成額)

第4条 助成額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる額を限度とし、同表の右欄に掲げる額とする。ただし、助成額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。申請のうち、法人格を有しないマンションの管理組合等の団体によるものは、個人の区分として取り扱う。

| 区分 |                                   | 限度額   | 助成額                  |
|----|-----------------------------------|-------|----------------------|
| 個人 | 目黒区内に住所を有する個人                     | 100万円 | 止水板設置等工事に要した費用の10分の9 |
|    | その他の個人                            | 50万円  | 止水板設置等工事に要した費用の10分の9 |
| 法人 | 申請日の1年以上前から目黒区内に本店又は支店等の登記をしている法人 | 150万円 | 止水板設置等工事に要した費用の4分の3  |
|    | その他の法人                            | 75万円  | 止水板設置等工事に要した費用の4分の3  |

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、各種申請書、工事完了届等で指定されている関係書類（以下「関係書類」という。）を添付し、止水板設置工事助成金交付申請書（別記第1号様式。以下「交付申請書」という。）を区長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第6条 区長は、前条の申請があったときは、交付申請書及び関係書類を審査の上、速やかに助成金の交付の可否を決定し、交付を決定したときは止水板設置工事助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(工事内容等の変更申請)

第7条 申請者は、助成金の交付決定後に、第5条の助成金の交付申請の内容に変更が生じた場合は、関係書類を添付し、止水板設置工事助成金交付変更申請書（別記第3号様式。以下「変更申請書」という。）を区長に提出しなければならない。

(助成金の交付変更決定)

第8条 区長は、前条の申請があったときは、変更申請書及び関係書類を審査の上、速やかに助成金の交付変更の可否を決定し、交付変更を決定したときは止水板設置工事助成金交付変更決定通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

(工事完了の報告)

第9条 申請者は、止水板設置等工事が完了したときは、直ちに工事完了届（別記第5号様式）を区長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第10条 区長は、工事完了届を受理したときは、工事完了の確認を行い、適當と認めた場合には、申請者に請求書（別記第6号様式）を提出させ、助成金を交付する。

（助成決定の取消し等）

第11条 区長は、この要綱による助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 正当な理由がなく、止水板設置等工事を著しく遅延し、完了の見込みがないと認められるとき。
- (3) その他区長が必要と認めたとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、止水板設置工事助成金交付決定取消通知書（別記第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補足）

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付については、目黒区補助金等交付規則（昭和43年3月目黒区規則第6号）の定めるところによる。

（委任）

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、別に都市整備部長が定める。

#### 付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

#### 付 則

この要綱は、令和7年7月10日から適用し、同日以後に止水板設置等工事を実施し、現に交付決定を受けている申請者は、この要綱の適用による助成額の増額に係る交付申請書の提出を省略することができる。